

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和5年12月13日 15時26分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市大船渡港南東方沖 碁石埼灯台から真方位059° 1,600m付近 (概位 北緯38° 59.6′ 東経141° 45.5′)
事故の概要	貨物船 ^{しゅんやう} 春陽丸は、航行中、定置網に進入し、同網が損傷した。
事故調査の経過	令和6年1月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 春陽丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	140078、有限会社小川海運
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 不明 定置網 ロープに切損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.8m（全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による宮城北部沖（本事故発生場所の南東方約10海里）における波浪観測値 日没時刻：16時11分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、大船渡港を出港して京浜港横浜区に向け、船長が目視で見張りに当たりながら単独で船橋当直につき、約12ノットの対地速力で大船渡市碁石埼東北東方沖を南進中、‘岩手県から免許を受けた定第318号と称する定置漁業漁場区域内に設置されている定置網’（以下「本件定置網」という。）に乗り入れた。</p> <p>船長は、周囲の状況を確認して本件定置網に損傷はないと思い、目的地に向けて航行を再開したが、後日、海上保安庁から連絡を受け、本件定置網に損傷が生じていたことを知った。</p> <p>船長は、海図に当たるなどして、航行予定海域の水路調査を行っていなかったため、碁石埼東北東方沖に本件定置網が設置されていることを知らなかった。</p> <p>船長は、レーダーを作動させていたものの、レーダー画面を確認していなかった。</p> <p>本件定置網の東側には、設置場所を示す黄色の標識物標が設置されていた。</p> <p>運輸安全委員会の地方分析集「東北地方沿岸における養殖施設等損</p>

	<p>傷事故の状況」(運輸安全委員会事務局仙台事務所作成、平成28年3月発行)には、事故の再発防止のポイントとして、航行予定海域における養殖施設等の設置状況の事前調査やレーダー等を使用した船位の確認が重要であると記載されている。</p> <p>(付図1 航行経路図 参照)</p>
分析	<p>本船は、碁石埼東北東方沖を南進中、船長が、レーダーで海面状況を確認していなかったことから、本件定置網に接近していることに気付かず、本件定置網に進入し、本件定置網が損傷したものと考えられるが、船長から情報が得られず、定置網の損傷に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、碁石埼東北東方沖を南進中、船長が、レーダーで海面状況を確認していなかったため、本件定置網に接近していることに気付かず、本件定置網に進入したことにより発生した可能性があるものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、海図や海上保安庁のウェブサイト(海洋状況表示システム)等により、事前に航行予定海域の水路調査を十分に行い、定置網等の設置場所を確認すること。 ・ 操船者は、定置網等を目視だけで認識するのは難しいので、レーダー等の航海計器を有効に活用すること。

付図1 航行経路図

